

物価高騰対応重点支援給付金のご案内

令和5年度住民税非課税世帯への給付（7万円）及び令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付（10万円）の給付対象世帯（未申請・辞退の世帯含む）は対象外となります。

支給対象

（1）令和6年度分の住民税が新たに非課税となる世帯

基準日（令和6年6月3日）時点で下松市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税となる世帯に新たに該当となる世帯

（2）令和6年度分の住民税が新たに均等割のみ課税となる世帯

（※所得割は定額減税前で判定します）

基準日（令和6年6月3日）時点で下松市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税所得割が非課税で、うち少なくとも1人が住民税均等割のみ課税される世帯に新たに該当となる世帯

以下の世帯を除きます。

- ・令和5年度住民税非課税世帯
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯
- ・住民税が課されている者の扶養親族及び事業専従者のみで構成される世帯
- ・租税条約による免除の適用の届出より、令和6年度住民税均等割又は所得割が課されていない者を含む世帯
- ・すでに他の市区町村で本給付金と同様の給付金を受給した世帯又は当該世帯の世帯主を含む世帯

支給額

10万円／世帯

+ 5万円／児童

お問い合わせ

〒744-8585 下松市大手町3丁目3番3号

下松市臨時給付金担当 ☎ 0833-45-1896

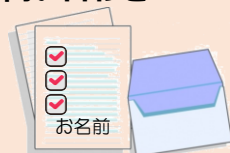
受付時間 9:00～17:00 土、日、祝日を除く



手続方法

- ① 対象と思われる世帯に、下松市から給付内容や確認事項が記載された「**確認書**」が届きます。
- ② 「確認書」に必要事項を記入して、専用の返信用封筒で下松市に提出してください。審査（約2週間～1カ月）後に、指定の口座に振り込みます。
※確認書が届かない場合や、紛失した場合は、当該世帯の世帯主の方から、お問い合わせください。

申請期限：令和6年10月31日（木） 消印有効



こども加算の対象児童

原則として、基準日（令和6年6月3日）において、支給対象世帯と同一世帯となっている18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童

※住民基本台帳に記載のない海外在住の児童及び

児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、児童心理治療施設等への入所児童は、対象外

申請が必要な場合

同一世帯でない児童（平成18年4月2日生まれ以降のこども）を扶養している場合や、基準日（令和6年6月3日）を過ぎて出生した児童がいる場合などは申請が必要となりますので、お問い合わせください。

申請期限：令和6年10月31日（木） 消印有効

Q & A

Q1 住民税の均等割、所得割とは何ですか。

A1 住民税は前年の所得等に応じてご負担いただく税金です。均等割とは所得が一定の金額を超える方に負担いただくもので、均等割がかかる方のうち、さらに所得がある方には所得に応じて負担していただく所得割がかかるようになります。均等割は下松市では市民税と県民税を合わせて年額5,500円（森林環境税含む）です。

Q2 令和5年中は学生で所得がありませんでしたが、給付の対象となりますか。

A2 住民税が課されている人（親など）の扶養となっていた場合は対象となりません。

書類の発送状況や最新情報は、市ホームページでご確認ください ⇒



！ 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意下さい！

自宅や職場などに国や県、市(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

